

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 6 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第 5 1 号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和 3 2 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条第 2 項第 2 号中「育児休業をし」の次に「、育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業（1 日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）により」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。